

行政事務取扱委員 様

湖南市長 生 田 邦 夫

湖南市安全なまちづくり自主活動支援事業補助金について(連絡)

平素は、市行政にご理解とご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、標記の補助金の申請について、内容をご確認の上ご検討いただき、申請される場合は、5月31日(水)までに下記の書類を危機管理・防災課へご提出いただきますようお願いいたします。

なお、この補助金については、交付を受けた年度の翌年度から5年間は再申請できませんので、過去に交付を受けていただいた区につきましてはご注意ください。

記

1. 補助金交付申請書
2. 事業計画書
3. 事業収支予算書

防犯灯の設置は補助対象外となります。

問い合わせ先

湖南市危機管理局危機管理・防災課

担当 清水・島田

TEL : 0748-71-2311

FAX : 0748-72-2000

Mail : kikikanri@city.shiga-konan.lg.jp

湖南省安全なまちづくり自主活動支援事業補助金交付要綱

平成31年4月1日

告示第44号

(趣旨)

第1条 この告示は、地域において安全なまちづくりの実現に向けて自主的に活動する団体（以下「自主活動団体」という。）に対し、その活動に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付するものとし、その交付に関しては、湖南省補助金等交付規則（平成16年湖南省規則第44号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる自主活動団体は、次に掲げる団体で市長が適当と認めるものとする。

- (1) 区、自治会等の地域住民で構成する自主活動団体
- (2) その他市長が適当と認める公共的団体

(補助対象事業等)

第3条 補助対象事業は、前条に規定する自主活動団体が、次に掲げる活動のうち3つ以上の活動について具体的な活動計画を策定し、実施する事業とする。

- (1) 地域におけるパトロール活動（第8号及び第9号の活動を除く。）
- (2) 防犯診断活動
- (3) 防犯灯の点検活動
- (4) 防犯器具のあっせん又は配布
- (5) 玄関灯の点灯運動
- (6) 防犯教室又は講座の開催
- (7) 地域安全マップ等の作成
- (8) 通学路における安全指導
- (9) 通学路、公園等の安全点検
- (10) 防犯に関する広報及び啓発活動
- (11) 防犯機器の設置
- (12) その他安全なまちづくりに関する自主的な防犯活動

2 補助対象経費は、別表のとおりとする。

(補助金の額及び限度額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内とし、10万円を限度とする。

(交付の制限)

第5条 過去においてこの告示の規定により補助金の交付を受けた自主活動団体にあつては、当該交付の日が属する年度の翌年度から起算して5年を経過する年度までは、新たに補助金の交付を受けることができないものとする。

(交付申請書の添付書類)

第6条 規則第3条に規定する補助金交付申請書に添付する事業計画書は、湖南省安全なまちづくり自主活動支援事業補助金事業計画書(様式第1号)によるものとする。

(交付決定)

第7条 市長は、前条の申請書の提出があつた場合において、その内容を審査し、適正であると認めるときは、規則第6条に規定する交付決定通知書により当該交付申請のあつた自主活動団体に通知するものとする。

(事業の変更等)

第8条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた自主活動団体は、当該補助事業の内容を著しく変更しようとするとき又は当該補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、湖南省安全なまちづくり自主活動支援事業補助金事業変更(中止・廃止)承認申請書(様式第2号)を提出し、あらかじめ市長の承認を得なければならない。

(実績報告)

第9条 補助金の交付決定を受けた自主活動団体は、補助事業が完了したときは、速やかに湖南省安全なまちづくり自主活動支援事業補助金事業実績報告書(様式第3号)に関係書類を添えて市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出があつたときは、その内容を審査し、適正と認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、規則第14条に規定する確定通知書により自主活動団体に通知するものとする。

(補助金の交付)

第11条 前条の通知を受けた自主活動団体は、補助金の交付を受けようとするときは、規則第16条に規定する補助金等交付請求書を市長に提出しなければならない。

(補助金に係る帳簿等の保存年限)

第12条 補助金の交付を受けた自主活動団体は、補助金に係る帳簿及び証拠書類を、当該補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第13条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。

附 則(令和5年湖南省告示第44号)

この告示は、令和5年4月1日から施行する。

別表(第3条関係)

補助対象経費の内容等

活動	補助対象
地域におけるパトロール活動 通学路における安全指導 通学路、公園等の安全点検	・帽子、ジャンパー、腕章、青色回転灯等 ・活動ボランティア保険
防犯診断活動 防犯灯の点検活動	・強力ライト、乾電池、防犯ブザー等
防犯器具のあっせん又は配布 防犯に関する広報及び啓発活動	・啓発広報ビラ、啓発用品(傷テープ等)、 立て看板、桃太郎旗等
玄関灯点灯運動	・実施地区統一の啓発シール等
防犯教室又は講座の開催	・講師、配布資料等に要する経費
地域安全マップ等の作成	・用紙、文房具、印刷等マップ作成に要する 経費
防犯機器の設置	・非常通報装置、防犯カメラ、センサーライ ト等
その他安全なまちづくりに関する自主的な 防犯活動	・その他安全なまちづくり活動に必要と認め られるもの

備考 人件費、食糧費(活動時における飲料(お茶等)を除く。)、燃料費及び賞金又は
賞品に係る経費は、補助対象としない。

様式第1号(第3条関係)

湖南省安全なまちづくり自主活動支援事業補助金交付申請書

年 月 日

湖南省長 宛

申請者 住 所
氏 名

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

年度において湖南省安全なまちづくり自主活動支援事業について、標記補助金
円を交付されるよう、湖南省補助金等交付規則第3条の規定により、
次の関係書類を添えて申請します。

関係書類

- 1 事業計画書
- 2 事業収支予算書

様式第1号（第6条関係）

湖南省安全なまちづくり自主活動支援事業補助金事業計画書

事業実施主体		
事業内容	事業名	
	事業概要	
	事業効果	
	実施年度	年度
	備考	
補助対象経費		円
財源内訳	市補助金	円
	自主財源	円

添付書類

- ・ 計画内容のわかる書類（上記様式中に記入できない場合）
- ・ 補助対象経費の内訳がわかる書類（見積書等）
- ・ 工事の場合は、位置図、平面図
- ・ 団体の規約
- ・ 構成員名簿

事業収支予算書

1 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

2 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
計		

湖南省安全なまちづくり自主活動支援事業補助金 申請・交付状況一覧

令和5年4月13日現在

番号	区名	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度	R10年度
1	三雲									
2	妙感寺									
3	吉永									
4	夏見									
5	針									
6	ルモン甲西									
7	中央									
8	平松				×	×	×	×	×	
9	柑子袋									
10	石部東									
11	石部中央									
12	石部西									
13	岡出									
14	宮の森									
15	宝来坂									
16	石部南									
17	東寺									
18	西寺・丸山									
19	朝国									
20	岩根東口									
21	岩根東		×	×	×	×	×			
22	岩根西		×	×	×	×	×			
23	岩根花園									
24	正福寺									
25	北山台									
26	菩提寺									
27	みどりの村									
28	三上台									
29	イワタニランド									
30	近江台									
31	ハイウェイサイドタウン									
32	下田東									
33	下田西									
34	下田南									
35	下田北									
36	中山									
37	緑ヶ丘				×	×	×	×	×	
38	大谷									
39	桐松									
40	堂の城									
41	湖南工業団地北									
42	湖南工業団地中			×	×	×	×	×		
43	湖南工業団地南			×	×	×	×	×		

交付の日が属する年度の翌年度から起算して5年を経過する年度までは、新たに補助金の交付を受けることができません。

	交付年度
×	新たに交付を受けることが出来ない期間